



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第897号 令和7年12月12日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表	題	担当課名
614		私立学校振興助成法の規定に基づく公認会計士等の監査について定める件	こども未来政策課
615		私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を定める件	同
616		指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
617		指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
618		地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
619		保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	森林土木・保全課
620		河川法の規定により工作物を保管した件	河川政策課

【公告】

番 号	表	題	担当課名
		地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告	医療政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
112		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
113		政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号

表

題

担当課名

1 1 4

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の
請求及びその方法に関する規程の一部を改
正する件

徳島県告示第六百十四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、徳島県知事を所轄庁とする学校法人が令和七年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和七年十一月十一日から施行する。

平成二十八年徳島県告示第一百十七号（私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項を指定する件）は、廃止する。ただし、令和六年度以前の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和七年十一月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県知事を所轄庁とする学校法人が受けける私立学校振興助成法第十四条第一項の監査は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従つて、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書が作成されているかどうかに関して行うものとする。

徳島県告示第六百十五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、徳島県知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年十一月十一日から施行する。

令和七年十一月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

徳島県告示第六百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和七年十一月十一日

徳島県知事 後藤田正純

指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
合同会社延愛	名西郡石井町高川原字加茂野 三四番地一	訪問介護のあ	名西郡石井町高川原字加茂野 三四番地一
株式会社古川	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地 コーポ新聖一〇二 いこい	訪問看護ステーション	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地 コーポ新聖一〇二
	訪問看護	訪問介護	令和七年十一月一日
	同		

徳島県告示第六百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定了。

令和七年十一月十一日

徳島県知事　後藤田正純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社古川	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地　コード新聖一〇二	訪問看護ステーション いこい	板野郡藍住町住吉字神藏一四 三番地　コード新聖一〇二	介護予防訪問 看護	令和七年十一月一日

徳島県告示第六百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、小松島市長及び美馬市長から認証の請求のあつた地籍調査の成果については、同条第一項の規定により次のとおり認証した。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正純

一 小松島市に係る地籍調査

1 調査を行つた者の名称

小松島市

2 調査を行つた時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

小松島市小松島町の一部の地籍図及び地籍簿（小松島町一地区）

4 調査を行つた地域

小松島市小松島町の一部（小松島町一地区）

5 認証年月日

令和七年十一月二一日

二 美馬市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行つた者の名称

美馬市

(二) 調査を行つた時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

美馬市脇町字西俣名の一部の地籍図及び地籍簿（広棚地区）

4 調査を行つた地域

美馬市脇町字西俣名の一部（広棚地区）

5 認証年月日

令和七年十一月二一日

2 (一) 調査を行つた者の名称

美馬市

(二) 調査を行つた時期

令和四年度及び令和五年度

3 成果の名称

美馬市脇町字梨子木及び横倉の各一部の地籍図及び地籍簿（梨子木地区）

4 調査を行つた地域

美馬市脇町字梨子木及び字横倉の各一部（梨子木地区）

5 認証年月日

令和七年十一月二一日

3 (一) 調査を行つた者の名称

美馬市

- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (三) 成果の名称
美馬市穴吹町口山字大内の一一部の地籍図及び地籍簿（口山二二十八地区）
- (四) 調査を行った地域
美馬市穴吹町口山字大内の一一部（口山二二十八地区）
- (五) 認証年月日
令和七年十一月一日
- 4(一) 調査を行った者の名称
美馬市
- (二) 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- (三) 成果の名称
美馬市木屋平字麻衣の一部の地籍図及び地籍簿（木屋平二二十九地区）
- (四) 調査を行った地域
美馬市木屋平字麻衣の一部（木屋平二二十九地区）
- (五) 認証年月日
令和七年十一月一日

徳島県告示第六百十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の二において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年十一月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　　三好市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

三　変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

德島県告示第六百一十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により工作物を除却し、同条第四項の規定により当該工作物を保管したので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

卷一百一十一

徳島県知事
後藤田正純

二 工作物の保管の場所

鳴門市鳴門町高島 小鳴門大橋下 資材置場

三 保管した工作物の返還手続

令和八年五月十一日までに、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が徳島県東部県土整備局鳴門担当に申し出ること。なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用については、河川法第七十五条第九項の規定に基づき、所有者等の負担とする。

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和七年十一月十一日

徳島県知事 後藤田正純

「中央監視装置リニューアル工事」について次のとおり一般競争入札に付するので、公
告する。

令和七年十一月十一日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 住友正幸

一 入札に付する事項

1 業務名

中央監視装置リニューアル工事

2 仕様内容

(一) 中央監視装置について、次のとおり場所を変更及び各機器類を更新すること。

- ・主装置：地階中央監視室から二階電気室へ
- ・監視用PC（一台）：地階中央監視室から二階電気室へ
- ・監視用PC（一台）：地階中央監視室の同じ場所へ

(二) システム構成を仕様書のとおり変更する。

(三) (二)の変更後、システム構成を実現する幹線等配線を行うこと。なお、一階以下
が浸水又は何らかの理由で故障若しくは不具合を生じた場合においても、二階以
上に設置する監視用PCについては、制御及び監視が行える構築とすること。

(四) 既存中央監視装置については、原則として、本件業務履行中においても通常の
運用を可能とし、システムへ切替えるとき等のやむを得ない場合は、事前に発
注者と協議し承認を得ること。

(五) コア抜き工事及びアンカー打ち工事等の建物躯体に干渉する工事を行う場合
は、必要に応じてレントゲン検査等を実施するものとし、事前に発注者と協議し
承認を得ること。

3 業務期限

令和九年三月三十一日（水曜日）まで。なお、発注者より工程案を二に示す場所及
び期間にて配布する。

4 業務場所

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(一) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規
程実施規程」という。）に規定する徳島県の入札参加資格名簿に搭載されている者
又は会計規程実施規程第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認
められた者であること。

(二) 会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

(三) 入札しようとする者が、仕様書に示した要件、資格事項等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の2に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 仕様書、入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七一 八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八 六八三 〇〇一

ファクシミリ番号 ○八八 六八三 一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 交付期間

令和七年十一月十一日（金曜日）から令和七年十一月二十六日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで。

四 問合せ等について

1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八 六八三 〇〇一

ファクシミリ番号 ○八八 六八三 一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。なお、期間については令和七年十一月十一日（金曜日）から令和七年十一月二十六日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を発注者の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とするなお、法人から応札仕様書等に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

- (一) 提出期限
令和七年十一月二十六日（金曜日）午後四時
- (二) 提出場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課
- (三) 提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時
令和八年一月九日（金曜日）午前十時

- (二) 場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院二階会議室

- (三) 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

- (一) 提出期限
令和八年一月八日（木曜日）午後五時必着

- (二) 宛先
郵便番号 七七一八五〇三

- 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

3 郵送方法

- 二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「〇〇の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

4 入札の方法等

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際に記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもつて支払う旨（公租公課の増減が生じた場合も同様とする。）を、契約書に明記するものとする。

- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

- 免除

6 契約保証金

施規程第三十九条第一項に規定するいづれかに該当する者は、契約保証金の全額又は一部を免除とする。

7 入札の無効

次の各号のいづれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

(二) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(三) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

(四) 入札に関し談合等の不正行為があつたとき。

(五) 入札書に記名押印がないとき。

(六) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

(七) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

(八) その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(九) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によつて適切と認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

9 落札者の決定方法

(一) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(二) 落札者となつた者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

契約書作成の要否

10 落札の無効

11 要

詳細は、入札説明書等による。

12 要

徳島県選挙管理委員会告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政党の支部

政治団体の名称		異動事項	新	異動の内容
代表者の氏名	会計責任者の氏名			
自由民主党 21世紀徳島をつくる会	美崎順子			
浦野靖人				
徳島維新の会				
曾根大志	美崎順子			
樋川勲	山口富義			
十一月二十五日	令和七年	異動年月日	旧	新
十一月五日	令和七年			

徳島県選挙管理委員会告示第百三十三号

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のようて定める。

令和七年十一月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 丸 正 史

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程（昭和五十年徳島県選挙管理委員会告示第五十三号）の一部を次のようて改正する。

第一条中「書面又は」を「書面」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は同法第十九条の十四の一第四項の規定による確認書」を加える。

第二条第一項中「又は」を「及び」に、「を請求しようとする者（以下「請求者」といふ。）」を「の請求」に、「提出し」を「提出してし」に改め、同条第一項中「ときは、請求者」を「ときは、同項の請求をした者」に、「委員会は、請求者」を「委員会は、当該者」に改める。

第四条第一項中「請求を」を「印しの交付の請求（以下「交付請求」といふ。）を」に、「当該請求」を「当該交付請求」に改め、同条第一項中「請求者」を「交付請求をした者（以下「交付請求者」といふ。）」に改め、同条第三項中「第一項の規定による請求」を「交付請求」に、「が著しく」を「の印しが著しく」に、「当該請求が」を「当該交付請求が」に、「すべて」を「全て」に、「第一項の規定による交付をする」と「交付すること」に、「当該請求に」を「当該交付請求に」に、「の印し」を「の印しのうち」に、「第一項の規定による交付をし」を「交付し」に、「印しこては」を「の印しこては」に、「同項の規定による交付をすれば」を「交付すれば」に、「同項に」を「第一項に」に、「請求者」を「交付請求者」に改め、同項第一号中「この項」を「この項の規定」に改め、同項第一号中「について第一項の規定による」を「の印しこては」に改め、同条第四項中「第一項の規定による」を「収支報告書等の」に改める。

別記様式中

収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書

を

収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
確認書

に改める。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第百十四号

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法の規定に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程
第一条中「県委員会」を「委員会」に改め、「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第二条を次のように改める。

（閲覧及び写しの交付の請求）

第二条 報告書等の閲覧及び写しの交付の請求は、閲覧等請求書（別記様式）を委員会に提出してしなければならない。

2 委員会は、前項の閲覧等請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第三条第一項中「県委員会事務室」を「委員会の指定する場所」に改め、同条第二項中「破損」の下に「、汚損」を加え、同条に次の二項を加える。

4 委員会は、前三項の規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

第四条を次のように改める。

（報告書等の写しの交付）

第四条 委員会は、第一条第一項の規定による写しの交付の請求（以下「交付請求」といふ。）を受けたときは、当該交付請求のあつた日から十五日以内に、当該交付請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、同条第一項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者（以下「交付請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 交付請求に係る報告書等の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から六十日以内にその全てについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る報告書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に交付し、残りの報告書等の写しについては相当の期間内に交付すれば足りる。この場合において、委員会は、第一項に規

定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を画面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの報告書等の写しについて交付をする期限
- 4 報告書等の写しの交付は、報告書等を複写機により日本産業規格A4列四番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）を交付する方法によるものとする。
- 別記様式を次のように改める。

閲 覧 等 請 求 書

年 月 日

徳島県選挙管理委員会 殿

請求者 氏名又は名称
郵便番号
住所又は居所
電話番号

法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所等の所在地を記載してください。

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧又は写しの交付の区分			
閲覧 写しの交付〔徳島県選挙管理委員会においての交付を希望 送付を希望〕			
2 閲覧又は写しの交付を請求する報告書等の内容			
種 類	支部報告書	支部総括文書	監査意見書
政 党 の 支 部 の 名 称			
支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年			

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。